純資産増加説の現代的意義

上 野 隆 也
愛知工業大学

要　旨

ドイツにおける所得概念論争を終結に導いたゲオルグ・シャンツの「純資産増加説」は，原理的に，「期間的純資産増加説」と「時点的純資産増加説」に区別される。期間的純資産増加説は，所得を「財産増加の個々の取引結果」として捉え，時点的純資産増加説は，「二時点間の差額」として所得を捉えるものである。シャンツの純資産増加説は，実務的にも支持され，期間的純資産増加説は 1920 年のライヒ所得税法に採用された。さらに，1925 年ライヒ所得税法では，期間的純資産増加説と時点的純資産増加説の両方が採用された。時点的純資産増加説によれば，理論的に，ストックとしての価値増加分である未実現利益を所得に含めることができる。しかし，シャンツは，「実際の利用可能性」の観点から，未実現利益への課税は断念したとされる。シャンツ理論は，今日の資産負債アプローチに対して，多くの示唆を与えていることを注視しておきたい。

I　はじめに

所得課税において，「所得とは何か」ということを概念上確定することは困難であり，税務上の所得概念は「最も難しい経済的基礎概念」とされている（富岡 2003，91 頁）。

また，現代，市場経済の変容により，所得概念の基礎となる「給付能力概念（Leistungsfähigkeit）」の内包に変化が起こってきている。従って，所得概念の一般規定をいかに確定するかは重要な現代的課題である。

ところで，国際財務報告基準（IFRS）は，純資産を重視する資産負債アプローチを採用している。この資産負債アプローチの淵源が，ドイツの所得概念論争を終結に導いたゲオルグ・シャンツ（Schanz 1896）の「純資産増加説」にあるとする説がある（武田 2008 b，118-119・123 頁）。

この前提に基づいた場合，現代の基準である IFRS と 1896 年に展開されたシャンツの純資産増加説との間に，どのような関連性が存在するのであろうか。その手掛りとして，所得概念の変遷を辿り，シャンツの純資産増加説を再考することが本稿の目的である。

II　所得概念の対立構造

1．源泉思考と維持思考の原理的対極性

所得概念の議論においては，所得の把握の仕方に次の二つの見方があり，どちらのアプローチをとるかによって所得概念に差異が生じる。

①源泉思考……所得の源泉に着目したアプローチ

②維持思考……資本維持に着目したアプローチ

①の「源泉思考」をとるものが「所得源泉説」であり，他方，②の「維持思考」をとるものが「純資産増加説」である。

図表 1 は，武田隆二教授の見解に依拠し，所得源泉説と純資産増加説の原理的な相違について，⑴「所得概念の定義」，⑵「所得概念の特性」，⑶「所得概念の範囲」，⑷「所得概念の基準と損益計算思考」，⑸「重点を置く財務諸表」の各側面から比較形式で要約的に示したものである。

図表 1　所得源泉説と純資産増加説の原理的対極性

説／項目	所得源泉説	純資産増加説
⑴所得概念の定義	基本財産からの収益の流入	純資産の増加分
⑵所得概念の特性	臨時的・非反復的収入は含まない	臨時的・非反復的収入も含む
⑶所得概念の範囲	狭義（制限的）所得概念	広義（包括的）所得概念
⑷所得概念の基準と損益計算思考	周期性基準 当期業績主義	資本維持基準 包括主義
⑸重点を置く財務諸表	損益計算書	貸借対照表

出所：武田（2005），51-52 頁をもとに筆者作成。

このように，「所得源泉説」は，基本財産と収益を明確に区別し，収益がどこから流入したかを問題にするのに対し，「純資産増加説」は，従来の純資産に食い込まずに自由に処分しうる純資産の増加分を所得とする（図表 1⑴）。両説にとって最も対極的にあるのは，「臨時的・非反復的収入」についての考え方であり，「所得源泉説」はそれを所得に含めないとするのに対し，「純資産増加説」

［図表 2］シャンツの所得概念と収益・費用概念

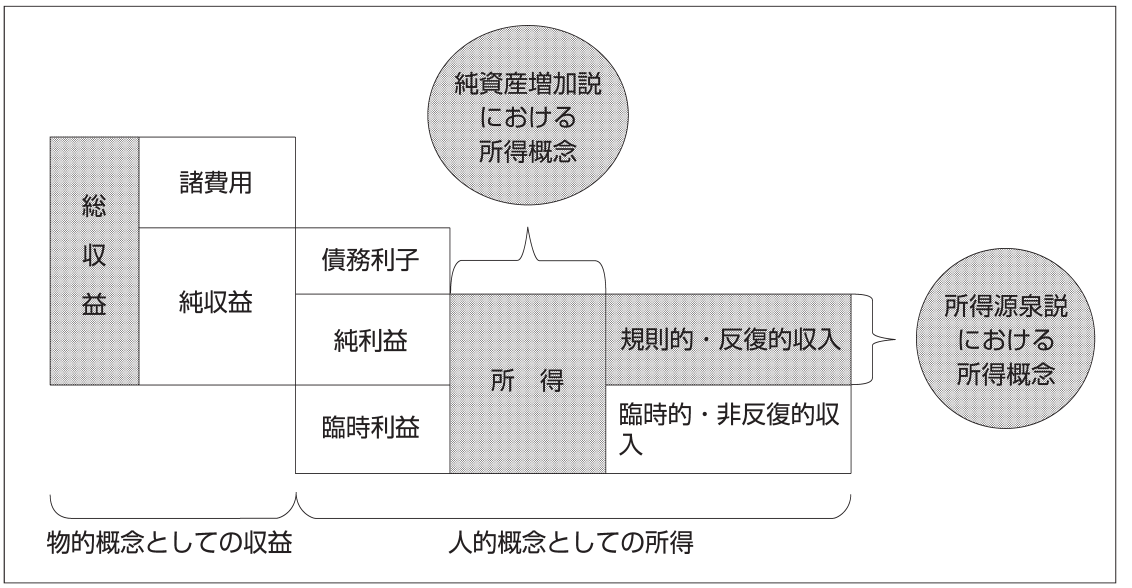

出所：武田（2005），55 頁に加筆・修正。

はそれを所得に含める（図表 1(2)）。

2．所得概念と収益・費用概念

シャンツは，その論文において，まず，所得源泉説の基礎概念である「収益（Ertrag）」の概念分析を行っている（Schanz 1896，S. 1）。シャンツによると，「収益」とは，企業が経済活動を通じて取得した財貨または用益の額を，その源泉にさかのぼって関連づけた概念である。図表 2 は，シャンツの所得概念と収益・費用概念の関係を図で示したものである。

所得概念と収益・費用概念の関係について，シャンツの考え方によれば，「総収益」から「諸費用」を控除したものが「純収益」となり，「純収益」から「債務利子」を控除したものが「純利益」となる。この「純利益」は規則的・反復的収入に該当するものであり，所得源泉説における所得概念となる。さらに，「純利益」に「臨時利益」を加えたものが純資産増加説における所得概念であり，これは，規則的・反復的収入だけでなく，臨時的・非反復的収入をも含むものである。

III　所得概念の変遷

1．純資産増加説の原型理論

純資産増加説は，発展史的にみれば，所得源泉説の不明確な所得概念を除去すべく展開された所得理論である。しかし，系譜的にみれば，違う流れを見ることができる。

シャンツの純資産増加説は，系譜的にみれば，ヘルマン（Hermann, F.B.W.）の所得理論の流れに属している。このヘルマン説こそが，シャンツの広義（包括的）所得概念たる純資産増加説の原型理論であるとされる。シャンツによると，「ヘルマンは，所得概念を誤った見解と紛糾から解放した」（Schanz 1896，S. 6）とされる。ヘルマンは，

ドイツの所得概念論争の始まりとされる1832年に，所得を次のように定義づけている（Hermann 1832，S. 297）。

「所得とは，一般に貨幣額で表わされるものではあるが，それは真に所得たる貨幣（そのもの）ではなく，個人が貨幣を入手しうるような経済財であることは明らかなところである。所得について語るとき，これらの経済財が一定の規則性をもって流入するということを，我々は当然のことと考えている。所得とは，個人が自己の資本を損なうことなく消費しうる個人の収入部分である。すべての支出が消費を表わすものでもなければ，すべての収入が所得を表わすものでもない。所得は，一定期間に個人が処分できるようになった財の総額である。」

ヘルマンの所得定義には，所得概念の二面性に着目した次の二つの要因を見出すことができる。

①「一定の規則性」……所得源泉の規則性（周期性）
②「個人が自己の資本を損なうことなく消費しうる」……資本維持

しかし，この二面性は，シャンツにより評価されるまで，十分な体系的検討がなされず，そのほとんどが「所得源泉」の性格をめぐる論争となってしまった。

また，ヘルマンは，臨時的・非反復的収入について，次のように述べている（Hermann 1832，S. 299）。

「個人は新しい財貨を対価なしに他の者から得ることができる。しかし，これは単に分配における変更にすぎず，全国民所得の増加ではないから，我々はそれを無視することができる。」

この言葉に表れているように，ヘルマンは，臨時的・非反復的収入を所得から除外している。この点で，シャンツの純資産増加説とは異なる。すなわち，シャンツの純資産増加説は，所得を包括的に構成するために，ヘルマンが定義づけた「所得源泉の規則性（周期性）」および「資本維持」という二面性の理論を補修して登場したものであると考えられる（奥谷 2000，619頁）。

このように，ドイツにおいて，初めに所得概念の正式な公式化を試みたのは，ヘルマンであった。当時，ヘルマンの所得定義およびこの定義に結びつく所得学説は，広く承認されていた（Schanz 1896，S. 6）。

2．純資産増加説に至るまでの思考分析

図表3は，ドイツの所得概念論争における「源泉思考と維持思考」について，その強調の変遷を示している。

①論争初期

ヘルマン・シュモラー等の消費基金説の時期。ドイツの所得概念論争が始まる。所得概念の二面性，つまり源泉思考と維持思考の両方がとられる。思考の強調の程度は，源泉思考が「強」，維持思考が「中」程度であると考えられる。

②論争中期

ロッシャー・コーン・ノイマン等の所得源泉説の時期。多くの論者により，専ら源泉思考の側面から概念規定の精密化の方向をたどる。このことから，所得概念論争は，源泉思考の枠内での精密化論争として特徴

［図表 3］ドイツの所得概念論争における思考分析

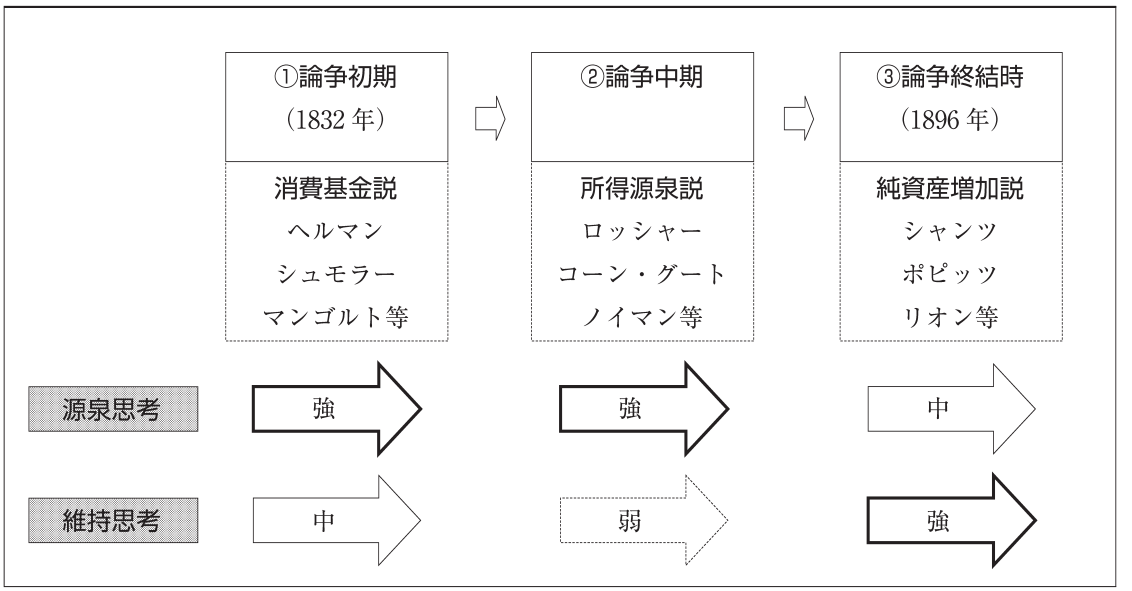

出所：筆者作成

づけることができる。従って，思考の強調の程度は，源泉思考が「強」となり，維持思考が「弱」程度であると考えられる

③論争終結時

シャンツの純資産増加説の時期。それまで見失われていた維持思考が復活し，更に補強される。この維持思考の復活こそが，近代的所得理論の母形となった。従って，思考の強調の程度は，源泉思考が「中」，維持思考が「強」となると考えられる。

IV　純資産増加説

1．シャンツの純資産増加概念

シャンツは，所得概念と収益概念とを明確に区別し，「人的側面」が前面に立つ所得概念は，純資産の増加として現れることを明らかにした。そこから，シャンツは「純資産増加」についての思考を次のように展開した（Schanz 1896，S. 23）。

「我々は，ある人が，従来の財産を減少させることなく，それについて自由に処分しうるようなものとして，一定期間内にその人に流入したものを認識させるような概念を，確かになお必要とする。この概念が所得である。それは，一定期間において，どれだけの給付能力が，その個人に導入されたかということを我々に示すのである。この概念は，用益および第三者の貨幣価値ある給付を含む「一定期間の純資産の増加（*Reinvermögenszugang eines bestimmten Zeitabschnitts*）」として示される。」

シャンツの所得概念においては，「給付能力」が重要な要因とされる。すなわち，「ある個人にどれだけの給付能力（担税力）が付加したか」ということが重要であり，それがどのような性質のものであるかということは

関係なく，「純資産の増加」をもって「給付能力の増加」と判断する。

2．純資産増加説における二つのカテゴリー

シャンツは，商人が「純利益（所得）」を把握する方法として，次の二つの重要な指摘をしている（Schanz 1896，S. 23・42）。この指摘から，シャンツの純資産増加説には，本質的に区別されるべき二つのカテゴリーを汲み取ることができる。

① 商人は彼の年度純利益を財産増加（*Vermögenszugang*）の観点から見ている。
② 商人の貸借対照表は，二つの異なる時点における財産評価およびその差額の確定によって純利益を算定する。

つまり，所得の把握の方法として，①「財産増加」から捉える方法と②「二時点間の差額」で捉える方法の二つのカテゴリーを示唆しているのである。

シャンツ理論の研究を行ったポピッツ（Popitz 1926）やリオンによって，この二つのカテゴリーは，「Vermögenszugang」および「Vermögenszuwachs」という二つに区別された。リオンは，この二つを次のように定義している（Lion 1928，S. 287）。

「*Vermögenszuwachs* と *Vermögenszugang* とは同一のものではない。*Vermögenszugang* とは，ただ「個々の項目」に着目し，増加（*Zugang*）の瞬間において，それ自体財産を増加しうる個々の取引の結果である。

二つの異なる時点における財産状態の比較（残高）は，*Vermögenszuwachs* の確定そのものを意味する。」

リオンの定義において，Vermögenszugang は，期中において「個別経済に流入しあるいは流出する財貨の全体」，従って，「財産を増加しうる個々の取引の結果」を意味するのに対して，Vermögenszuwachs とは，期末において残留する財産が期首財産と比較して増加する部分を意味するとされる。

さらに，武田隆二教授は，この二つのカテゴリーを次のように名づけることで区別された（武田 1970，38 頁）。

Reinvermögens<u>zugangs</u>theorie：
<u>期間的</u>純資産増加説
Reinvermögens<u>zuwachs</u>theorie：
<u>時点的</u>純資産増加説

「期間的純資産増加説（Reinvermögenszugangstheorie）」は，所得を「一切の財貨の流入および流出」，すなわち「運動計算（Bewegungsrechnung）」により把握しようとする方法であり，「期間関連的計算（zeitraumbezogene Rechnung）」が行われることから，その名称が由来する。

これに対して，「時点的純資産増加説（Reinvermögenszuwachstheorie）」は，所得を「期首と期末という二時点間の財産状態の比較による増加」，すなわち「有高計算」により把握しようとする方法であり，「時点関連的計算（zeitpunktbezogene Rechnung）」が行われることから，その名称が由来する。

図表 4 は，期間的純資産増加説と時点的純資産増加説の基本原理を図で示したものである。

［図表 4］純資産増加説の基本原理

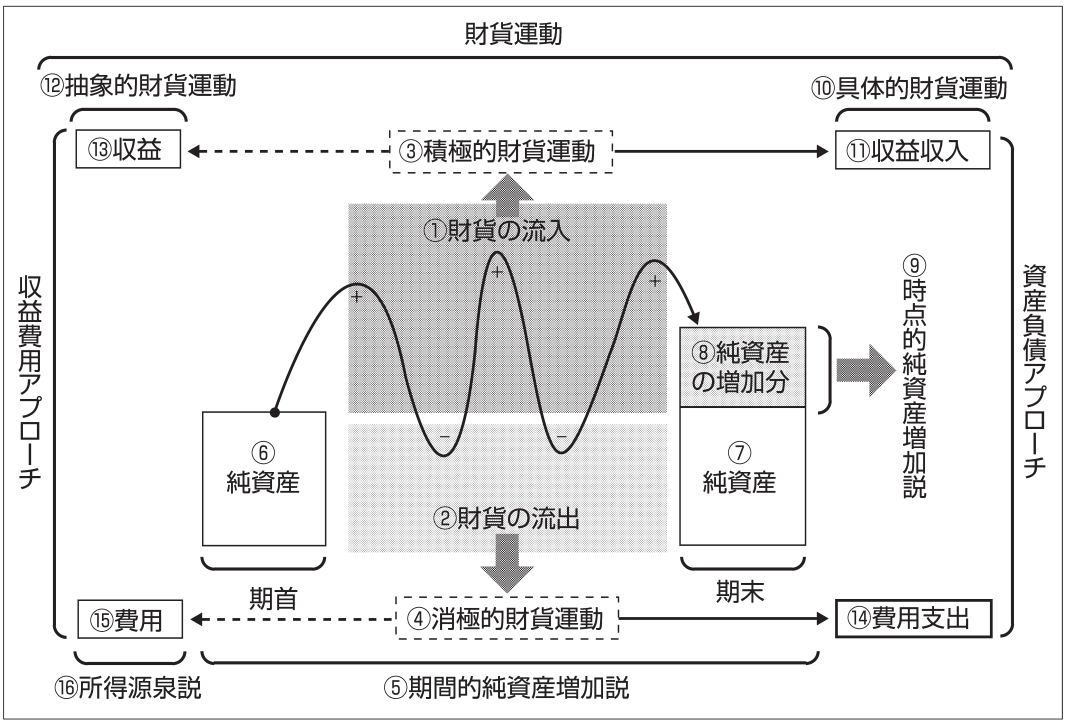

出所：武田（2008 b），117 頁に加筆・修正。

3．純資産増加説とライヒ所得税法

⑴ 1920 年ライヒ所得税法

1918 年，ドイツは第一次世界大戦に敗北し，戦時公債の累積に基づく公債費とインフレ，さらに多額の賠償金等から，ドイツ財政は巨額の赤字に苦しんでいた（高橋 2007，185 頁）。こうした財政危機の中で，1919 年 6 月，エルツベルガー（Matthias Erzberger）が大蔵大臣に就任した。エルツベルガーは，税制改革を実行し，従来，「州（ラント）税」であった直接税を「国（ライヒ）税」とし，税制の統一と中央集権化を完成させた。[1)]

このような状況の中で制定された 1920 年のライヒ所得税法（以下，「1920 年法」と略称する。）は，シャンツの純資産増加説に基づく所得概念を採用した。それを示す規定として，1920 年法第 5 条がある（傍点は筆者）。

「課税所得には，不動産所得，事業所得，資本財産所得，勤労所得ならびにその他の収入が属するが，それが，一時的な収入であるか，反復的収入であるかを問わない。」

1920 年法において純資産増加説が採用されたことは，ドイツの税法上，画期的なことではあったが，[2)] その背景には，前述した国家

[1)] これにより，所得税は個人のみを対象とするようになり，法人所得に対しては法人税が新設された（中居 1973，48 頁）。

財政の危機への対処という理由が存在していた。すなわち，エルツベルガーは，増税政策の一環として[3]，課税ベースを広く捉える純資産増加説を採用したのであり，まさに，所得概念の選択の要点は，国家財政の肥沃度（fiskalische Ergiebigkeit）に基づくものであった（Barth 1955，S. 100）。

このような背景により採用されたとはいえ，シャンツ理論は，単なる理論ではなく，実際の所得計算規定として実務的に支持された。その理論は，1920 年法第 33 条前段において，次のように所得計算規定として現れている。

「商工業または鉱業から生じる課税所得は，営業利益（*Geschäftsgewinn*）によって査定される。営業利益は，事業収入（*Betriebseinnahmen*）と事業支出（*Betriebsausgaben*）との比較に，期末における事業の製品・商品および手持品，事業に供する建物（付属物を含む），ならびに動産たる固定資産の有高および価額と期首におけるその有高および価額との差額を顧慮して確定することを要する。[4]」

この規定の趣旨は，次の二点に要約できる。

① 商工業等から生じる課税所得は，事業収入と事業支出の比較による営業利益により確定する。

② 営業利益は，商品や固定資産などの期末有高と期首有高との差額を顧慮する必要がある。

1920 年法は，「事業収入と事業支出の比較」という期中における一切の財貨変動を所得計算の基底に置くものであるので，「期間的純資産増加説（Reinvermögenszugangstheorie）」に照応するものであると解釈することができる。

⑵ 1925 年ライヒ所得税法

1920 年法において規定されていた「事業収入および事業支出」の内容については，詳細な規定が設けられていたため（Walb 1966，S. 30-41），税務行政の面でかなり煩雑であった。そこで，1925 年のライヒ所得税法（以下，「1925 年法」と略称する。）において改正が行われ，次の二つの方式が認められた。

①収支計算による方式（第 12 条）

収支計算による所得計算方式については，次のように規定されている。

「利益（*Gewinn*）は，収入が支出を超える超過額に，期末における事業の製品・商品および手持品，事業に供する建物（付属物を含む）ならびに動産である固定資産と前年度末におけるその有高とを比較して，その増加額を加え，またはその減少額を差し引いたものである。」

1925 年法では，1920 年法にあった「事業収入と事業支出との比較」という文言が，

---

[2] しかし，エルツベルガーが州税を国税にする以前より，各州では所得源泉説からの逸脱が始まっていたとされる（宮本他 2001，222-223 頁）。

[3] この増税政策により，ライヒの税収は著しく増加したとされる（高橋 2007，185 頁）。

[4] 本稿では，「Geschäft」は「営業」，「Betrieb」は「事業」と翻訳している。両単語は，「Geschäftbetrieb」という合成語として，「営業」や「経営」の意味を持つものであり，基本的に同義であると解釈するが，本稿では，その違いを明確にするため，文意に基づき翻訳を区別している。

「収入が支出を超える超過額」という文言に改正されており，これは「現金の収入・支出」を意味している。

また，1920年法においては，「事業収入と事業支出」，すなわち，掛取引などを含む財貨の流入・流出により所得を計算するよう規定されていたが，1925年法においては，「商業帳簿の作成ができない納税義務者」を想定し，現金の収入・支出により簡易に所得が計算できるよう規定されたものと考えられる。

このように，1925年法は，1920年法にあった「事業収入と事業支出」を簡素化した内容となっている。

②財産比較による方式（第13条）

財産比較による所得計算方式については，次のように規定されている。

「商法典の規定に従い商業帳簿を実際に作成する義務がある納税義務者，または，その義務なくして商法典の規定に従い商業帳簿を実際に作成する納税義務者にあっては，利益は，正規の簿記の諸原則に従い，期末に決定された純資産が前期末に査定の基礎となった純資産を超える超過額である。」

この財産比較による方式は，純資産の二時点間の比較によって所得を求める方法であり，従って，時点的に確定される純資産の比較による所得計算方式である「時点的純資産増加説（Reinvermögenszuwachstheorie）」に照応するものであるということができる。この財産比較による方式は，「完全な商人（商法の規定に従い商業帳簿を作成する納税義務者）」に適用され，伝統的な商人の実務慣行である財産比較による所得計算の方式を法的に立法化した意義をもつものである。

このように，シャンツ理論は，1920年法において，期間的純資産増加説として採用され，その後，1925年法において，収支計算方式としての期間的純資産増加説に受け継がれ，さらに財産比較方式としての時点的純資産増加説へと発展していったのである。このような発展は，所得計算の確実性と客観性，そして，商人が行う所得計算の実情に即した計算方式の必要性によるものであったものと考えられる（山下1960，148頁）。

4．純資産増加説における価値増加の所得性

シャンツの純資産増加説おいては，「給付能力」を重要な要因としているが，ここで重要な問題と考えられるのが，「価値増加には給付能力が認められるのか」，すなわち，「価値増加の所得性」という問題である。実際に価値増加に課税するかどうかは別にして，価値増加が所得であるのか，すなわち，「未実現の価値増加」を所得として認識するのかどうかは，所得理論上，極めて重要かつ現代的な問題である[5)]。

シャンツは，価値増加の所得性について，次のような具体例を挙げている（Schanz 1896，S. 28-29）。

「建築用地投機業者の場合，場合によって

[5)] 筆者は，「未実現の価値増加を所得として認識すべきか」ということと，「実際に未実現の価値増加に課税するか」ということは，租税政策上，別の問題と考える。未実現の価値増加の所得性について，その現代的意義を説くものとしては次の論文がある（武田2008 d，113-123頁）。

は，彼の全所得は価値増加によって支えられている。彼は建築用地を買い入れ，それを数年後に，より高値で売却する。その目的物が価値的に騰貴する程度に応じて，彼は借入金の調達により，既に売却前にその超過価値を彼の消費需要に役立たせることができ，彼はそれで生計を立てるのである。増加する地代自体や土地資本から得られる地代が彼の所得なのではなく，将来収入の現価見積計上で得られた増加価値が彼の所得である。おそらく，建築用地は全く利用されず，死んだように横たわっているだけである。同様に，株式の投機家は，彼の所得を価格差から得ており，商人や事業家も同様である。」

シャンツは，建築用地投機業者のような場合，その土地を売却することで価値増加による所得が現実化する前，すなわち，所得が「未実現の状態にある」にもかかわらず，その価値増加分を銀行等から借入れることによって生計を立てることが可能であると主張する。これにより，シャンツは，未実現の価値増加についても給付能力があるものと考え，所得を構成すると考えていたのではないかと推察される。

また，シャンツは，「販売財産」の評価について，次のように述べている（Schanz 1896，S. 43-44）。

「事業家は，販売財産を取引価値（*Verkehrswert*）で評価する。しかし，大抵は，販売価値（*Verkaufswert*）ではなく，貸借対照表作成時の調達価値（*Anschaffungswert*）で評価するのである。堅実な事業家は，未実現の利益（*noch nicht realisierter Gewinn*）を既に確実に得られたものとしてみることを好まないからである。」

このように，シャンツは，未実現の価値増加の所得性について，その純資産増加概念としては所得に含めるべきとの示唆をしていたが，その評価基準としては所得に含めるべきではないとの結論に達していると解釈できる。この点について，リオンが次のように解釈している（Lion 1928，S. 281-282）。

「シャンツが，一般的・国民経済的所得概念に対し，実際，未実現の景気変動を取り入れることに固執しているものと考えうる。それに反し，私は，彼が所得課税における実際の利用可能性のために，この概念を絶対的なものとしてではなく，実現した価値変動に制限されたものとして理解しようとしている，と信ずるのである。」

このように，リオンの解釈に従えば，シャンツは，「一般的・国民経済的な観点」からは，未実現利益を所得に含めるべきであるが，「実際の利用可能性の観点」からは，実現した価値増加のみを所得に含めることに限定せざるを得なかったものと考えられる。

V　むすび

本稿では，現代の基準であるIFRSと1896年に展開されたシャンツの純資産増加説との関連性を見出すため，その手掛りとして，所得概念の変遷を辿り，シャンツの純資産増加説における基本原理を検討してきた。

今日，IFRSの導入による時価評価が議論されている。IFRSにおいては，資産負債アプローチが重視されており，時点的純資産増加説と同様，理論的には，貸借対照表上ストックされている価値増加分（未実現利益）を

所得に含めることが可能である。筆者は，この点で，資産負債アプローチと時点的純資産増加説との間には関連性が存在しているものと考えている。

所得概念については，ドイツの論争時代においても，IFRS が導入されようとしている現代においても，同様の議論が繰り返されている。つまり，約一世紀以上も前に展開された所得概念である純資産増加説と，現代の会計基準である IFRS の利益観や評価基準との間に関連性が存在するという点で非常に興味深いものがある。

もちろん，IFRS が採用されようとしている現代と時点的純資産増加説が発現した時代とは，時代背景や環境の相違性が存在するため，深く検討すべき課題が潜んでいることを見忘れてはならない。しかし，シャンツ理論は，今日の資産負債アプローチに対して，多くの示唆を与えていることを注視しておきたい。純資産増加説を再考することは，IFRS 時代ともいうべき現代における会計理論，課税理論，そして課税実務の運用という観点から，大いに意義があるものと考える。

【参考文献】

Aufermann (1934), Der steuerliche Bilanzgewinn, *Der Wirtschaftstreuhänder*, 3. Jahrg.

Barth, Kuno (1955), *Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts*, Band II 1, Steuerrecht, Stuttgart.

Ernst Walb (1966), *Finanzwirtschaftliche Bilanz*, 3. Aufl., Wiesbaden, Betriebswirtschaftlicher.

Hermann, F.B.W. (1832), *Staatswirtschaftliche Untersuchungen*.

Johannes Popitz (1926), Einkommensteur. In : *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. Auf., Ⅲ Band, Jena.

Karl Kuhn (1926), Das Einkommensteuergesetz vom 10. August 1925, Berlin.

Max Lion (1928), Der Einkommenbegriff nach dem Bilanzsteuerrecht und die Schanzsche Einkommenstheorie. In : *Beiträge zur Finanzwissenschaft* (Festgabe für Georg von Schanz), Bd. II, Tübingen.

Schanz, G. (1896), *Der Einkommensbegriff und die Einkommensteuergesetze*, in Finanz-Archiv, 13. Jahrg.

奥谷健（2000）「市場所得説の生成と展開（二）」『民商法雑誌』第 122 巻第 3・4 号。

金子宏（1995）『所得概念の研究（所得課税の基礎理論　上巻）』有斐閣。

神戸正雄（1919）『租税研究』第 1 巻，弘文堂書房。

清永敬次（1958）「シャンツの純資産増加説（一）」『税法学』第 85 号。

佐藤進（1965）『近代税制の成立過程』東京大学出版会。

品川芳宣（2010）「IFRS 導入と法人税との関係」『商事法務』No 1891。

篠原章（1987）「ドイツにおける所得概念論争　―シャンツの所説を中心に―」『成城大学経済研究』第 95 号。

篠原章（1989）「ゲオルク・シャンツ　所得概念と所得税法⑴⑵⑶⑷」『成城大学　経済研究』第 104 号・第 105 号・第 106 号・第 107 号。

税制調査会（1963）「第 2．課税所得の範囲及び計算等に関する問題，1．課税所得の意義」『所得税法及び法人税法の整備に関する答申』。

高橋典子（2007）「所得税制史におけるナチス期ドイツ所得税法」『多元文化』（名古屋大学）第 7 号。

武田隆二（1962 a）『貸借対照表資金論』同文館出版。

武田隆二（1962 b），「純財産増加説の根本思考　―シャンツ純財産増加説を中心として―」『研究年報』（神戸大学経営学部），Ⅷ。

武田隆二（1970）『所得会計の理論』同文館。

武田隆二（2005）『法人税法精説（平成 17 年版）』森山書店。

武田隆二（2008 a）『最新財務諸表論（第 11 版）』中央経済社。

武田隆二（2008 b）「純利益 VS 包括利益［第 1 回］資産負債アプローチ VS 収益費用アプローチ」『企業会計』第 60 巻第 10 号。

武田隆二（2008 c）「純利益 VS 包括利益［第 2 回］収益費用アプローチと「ドイツ型」資産負債アプローチ　―損益計算の「原型」と「派生型」」『企

業会計』第 60 巻第 11 号。
武田隆二（2008 d）「純利益 VS 包括利益［第 3 回］リサイクリングと会計のあり方」『企業会計』第 60 巻第 12 号。
辻山栄子（1991）『所得概念と会計測定』森山書店。
富岡幸雄（2003）『税務会計原理』中央大学学術図書。
中居文治（1973）「ドイツ所得税法における所得概念」『オイコノミカ』第 9 巻第 3・4 号。
野村健太郎（2008）『現代財務会計（四訂新版）』税務経理協会。
宮本憲一・鶴田廣巳編（2001）『所得税の理論と思想』税務経理協会。
山下勝治（1960）「利益計算法としての財産法の限界」『企業経営研究年報』第 10 号。